

- 政策目標6 - 2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

#### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境問題といった課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していきます。

#### 2. 内閣の基本的な方針との関連

第165回国会 総理大臣所信表明演説

第166回国会 総理大臣施政方針演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

#### 3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用

#### 4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

重 施策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用

我が国は、ODA事業量を5年間で100億ドル積み増すなどの目標やミレニアム開発目標の達成に向けて積極的に取り組んでいくこととしていますが、その際には、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、中長期的な戦略性や、援助の質を向上させることが必要不可欠です。このため、援助の基本戦略等の策定について、内閣の司令塔的機能を強化するため、総理大臣及び少数の閣僚メンバーから構成される「海外経済協力会議」が平成18年4月に設置されました。また、援助の実施機関について、実施段階での戦略性や効率性を高めるべく、円借款・技術協力・無償資金協力を一元的に実施するため、国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構を統合することとし、平成18年11月に所要の法改正が行われました。

これらを踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用や、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、NGOや民間企業等との連携、国別援助計画の策定、ODA評価の充実を進めることで、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

- 施策 6-2-2：円借款、国際金融等業務、国際開発金融機関を通じた支援

財務省は、円借款や国際金融等業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、以下に取り組んでいきます。

## イ 円借款・国際金融等業務

円借款は、返済を前提とするため相手国の自助努力を促すことができる有用な援助形態です。また、無償資金協力や技術協力に比べて大規模な支援が可能であり、開発途上国の経済社会基盤整備において重要な役割を果たしています。我が国は、最貧国支援における円借款の役割を強化するために譲許性の高い供与条件を導入するなど、円借款を通じた開発途上国支援に積極的に取り組んでいます。財務省は、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成について関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいます。平成19年度においては、引き続き、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、円借款によるイラク復興支援やアフリカ向け支援を拡充していくこととしており、その着実な実施に取り組めます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

国際協力銀行の国際金融等業務については、「官から民へ」の観点から、民業補完の徹底を図り、その業務を国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保、国際金融秩序の混乱への対処の観点から真に必要な業務に限定し、戦略性や効率性を高めるため、関係省庁間で密接に連携しながら業務を監督していきます。

## ロ 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks：MDBs）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、現地の支援ニーズを的確に把握することのできるその広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、MDBsの活動に積極的に貢献しています。

我が国は、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させるよう努めます。また、MDBsは、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取り組み、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高める努力を行っており、我が国としても、これらの取組を積極的に支援していくとともにMDBsを通じた支援について、広く一般に紹介していきます。

また、地球環境問題への取組として、我が国が拠出する地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF。生物多様性の保護、気候変動といった途上国における地球環境問題への対策に貢献する資金メカニズム）の業務運営に係る議論に引き続き積極的に参加し、地球環境ファシリティの活動に貢献していきます。

### ○ 施策 6-2-3：債務問題への取組

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリ・クラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務

貧困国（Heavily Indebted Poor Countries: H I P C s）に対しては、「拡大H I P C イニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大H I P C イニシアティブの着実な進捗に向け取り組めます。また、これに加えて、平成17年6月にロンドンで開催されたサミット財務大臣会合において合意された、H I P C sが国際通貨基金（I M F）、国際開発協会（I D A）、アフリカ開発基金（A f D F）に対して抱える債務を100%免除するマルチ債務救済イニシアティブ（M D R I）の着実な実施に関しても、財務省として各機関における議論に積極的に参加していきます。

中低所得国については、将来に渡る債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処していきます。

また、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みを考慮し、責任ある貸付を行うことが重要です。こうした点について、G 7、世界銀行、I M F等で議論が進められているところであり、財務省としても積極的に議論に参加していきます。

#### ○ 施 策 6-2-4：知的支援

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局のキャパシティビルディングが重要です。

この観点から、開発途上国の政策担当者等を対象に、日本の経済財政政策等についての研修・セミナーや開発途上国の財政・税制等の研究、アジアの地域金融協力促進のための調査・助言等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、人材育成支援及び国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、二国間、W C O（世界税関機構）等の国際機関及びA P E C（アジア太平洋経済協力）等の地域協力の枠組みを利用して、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。

#### 5 . 参考・モニタリング指標

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 6-2-1 | 開発途上国に対する資金の流れ              |
| 6-2-2 | 国際開発金融機関関連の国際会議             |
| 6-2-3 | 国際開発金融機関に対する主要国の出資          |
| 6-2-4 | 国際開発金融機関等に対する拠出金            |
| 6-2-5 | 国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む） |
| 6-2-6 | 国際協力銀行による出融資等実施状況（国際金融等業務）  |
| 6-2-7 | 円借款実施状況                     |
| 6-2-8 | 研修・セミナー等の実施状況               |